

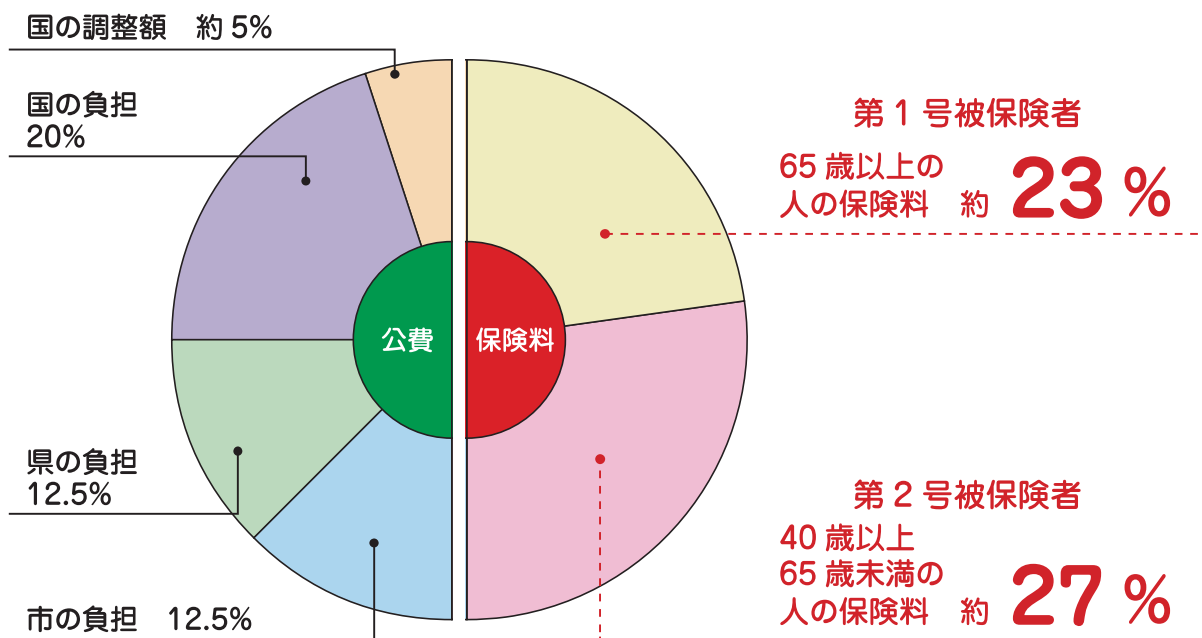
# ■ 介護保険料

介護保険制度は、40 歳以上の方に納めていただく保険料と公費を財源に運営しています。

介護保険料は、みなさんが安心して介護サービスを利用するための大切な財源です。

## 介護保険事業の財源

介護サービス利用に係る本人負担は、サービス費用 1 割～3 割です。  
サービス費用の 9 割～7 割は、介護保険事業の財源で賄われています。



※施設サービス等、一部のサービスについては、国が 15%、県が 17.5%の負担割合になります。

### 40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険によって、決め方・納め方が違います。

#### 国民健康保険に加入している方

世帯に属している第 2 号被保険者の人数や所得などによって決まります。

同じ世帯の第 2 号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて世帯主が納めます。

#### 職場の健康保険に加入している方

各健康保険ごとに設定される保険料率と給与（標準報酬月額・標準賞与額）に応じて決まります。

保険料の半分は、事業主が負担し、医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて給与から差し引かれます。

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

# 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、各市町村ごとに算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得等に応じて決まります。令和6年度～令和8年度の「基準額」は、74,160円（年額）です。

## 第1号被保険者(65歳以上の方)の令和8年度の保険料

| 所得段階  | 対象となる人(条件)        |                  |                                              | 基準額に<br>対する割合 | 年間保険料<br>(1ヵ月分あたりの保険料) |
|-------|-------------------|------------------|----------------------------------------------|---------------|------------------------|
| 第1段階  | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 |                  |                                              | 0.285         | 21,240円<br>(1,770円)    |
| 第2段階  | 本人が市民税非課税者        | 世帯全員が<br>市民税非課税者 | 本人の課税年金収入額*1とその他の<br>合計所得金額*3の合計が82万6,500円以下 |               |                        |
| 第3段階  |                   |                  | 本人の課税年金収入額*1とその他の<br>合計所得金額*3の合計が120万円以下     | 0.485         | 36,000円<br>(3,000円)    |
| 第4段階  |                   |                  | 第1段階・第2段階以外                                  | 0.685         | 50,880円<br>(4,240円)    |
| 第5段階  |                   | 課税者がいる<br>世帯に市民税 | 本人の課税年金収入額*1とその他の<br>合計所得金額*3の合計が82万6,500円以下 | 0.875         | 64,800円<br>(5,400円)    |
| 第6段階  |                   |                  | 上記以外                                         | 1             | 74,160円<br>(6,180円)    |
| 第7段階  | 本人が市民税課税者         |                  |                                              | 1.1           | 81,480円<br>(6,790円)    |
| 第8段階  |                   |                  |                                              | 1.25          | 92,640円<br>(7,720円)    |
| 第9段階  |                   |                  |                                              | 1.5           | 111,240円<br>(9,270円)   |
| 第10段階 |                   |                  |                                              | 1.7           | 126,000円<br>(10,500円)  |
| 第11段階 |                   |                  |                                              | 1.9           | 140,880円<br>(11,740円)  |
| 第12段階 |                   |                  |                                              | 2.1           | 155,640円<br>(12,970円)  |
| 第13段階 |                   |                  |                                              | 2.3           | 170,520円<br>(14,210円)  |
| 第14段階 |                   |                  |                                              | 2.4           | 177,960円<br>(14,830円)  |
| 第15段階 |                   |                  |                                              | 2.5           | 185,400円<br>(15,450円)  |
| 第16段階 |                   |                  |                                              | 2.6           | 192,720円<br>(16,060円)  |
| 第17段階 |                   |                  |                                              | 2.7           | 200,160円<br>(16,680円)  |
| 第18段階 |                   |                  |                                              | 2.8           | 207,600円<br>(17,300円)  |
| 第19段階 |                   |                  |                                              | 2.9           | 215,040円<br>(17,920円)  |

\*1～\*3の説明は次ページにあります。

\*1) 課税年金収入額

国民年金や厚生年金、共済年金などの課税対象となる公的年金等収入額です。（障害年金や遺族年金は非課税のため含まれません。）

\*2) 合計所得金額

年金・給与・事業等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除や損失の繰越控除をする前の金額です。

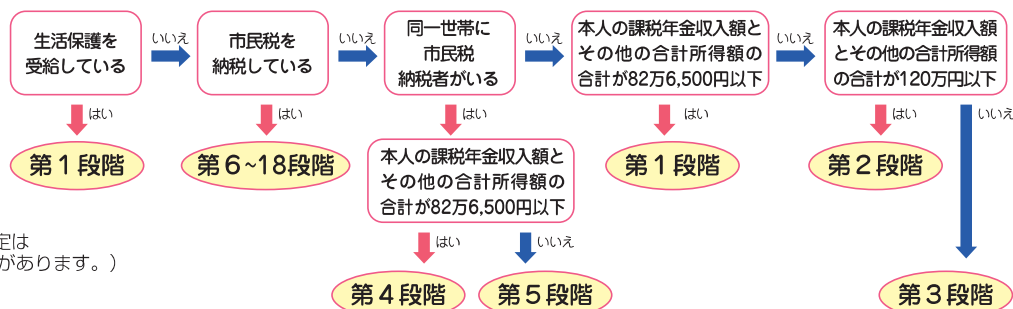
（株式譲渡所得など申告分離課税の所得金額を含みます。）また、土地売却等に係る譲渡所得の特別控除がある場合は、その特別控除を控除した後の金額を用います。

\*3) その他の合計所得金額

合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた額（0円未満の場合は0円）です。なお、給与所得が含まれている場合は、給与所得（所得金額調整控除がある場合は控除前の金額）から10万円を控除した金額（0円未満の場合は0円）を用います。

※注 令和7年度税制改正にかかる介護保険法施行令の改正により、給与収入金額が55万1,000円以上190万円未満の場合、令和7年度税制改正前の給与所得控除を用いて、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定を行います。

## 保険料段階確認フローチャート



（※令和8年度介護保険料の算定はフローチャートと異なる場合があります。）

## 保険料の納め方

保険料は、65歳の誕生日の前日が属する月から月割りで算出されます。

たとえば、9月1日生まれの方は→8月分から納めます。

9月2日生まれの方は→9月分から納めます。

納め方は、年金の有無または金額によって2種類に分かれます。（納め方を選択することはできません。）

年金が  
年額 18 万円以上の方

特別  
徴収

年金から天引きされます。

年間の保険料を4月から翌年2月までの偶数月（年6回）に分けて天引きされます。

- ◇対象となる年金は、老齢・退職・障害・遺族年金です。
- ◇転入日や65歳の誕生日等によって、開始月が異なります。
- ◇2月に年金天引きされる方は、翌年度の4月・6月に、2月と同額の保険料を仮徴収します。
- ◇年度途中で市外から転入や転出した場合、また年金天引きができない事由が生じた場合は、普通徴収に切り替わります。
- ◇年金天引きができない事由が解除された場合に、翌年度の10月から特別徴収に切り替わります。
- ◇年度途中で保険料が増額になった場合は、増額分については、普通徴収になります。

年金が  
年額 18 万円未満の方

普通  
徴収

納付書で納めます。

年間の保険料を7月から翌年2月の毎月（年8回）に分けて納めていただきます。

- ◇年金から天引きできない方は、普通徴収になります。
- ・年金が支給されていない方
- ・年金からの天引きの手続きが完了するまでの方（年度途中で市外から転入された方や65歳になられた方）
- ・年度途中で所得段階の区分が変更になった方（保険料が変更になった方）等

納付書で納める人には、  
口座振替が便利です。

口座振替にすれば、納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。

※振替開始月については、手続きができ次第、市役所から通知します。  
（お申込みから約1ヶ月かかります。）

必要な物

- ◆介護保険料  
預金口座振替依頼書
- ◆預（貯）金通帳
- ◆印鑑（通帳のお届印）

預金口座振替  
依頼書



これを持って  
指定の金融機関等で  
お申し込みください。

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 介護保険料の減免制度

災害や失業・低所得などの理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた方については、保険料の減免を受けることができる場合があります。

※一時所得（不動産の売却・株式の譲渡等）による所得の増減については、減免の対象外です。該当すると思われる方は高齢介護課にご相談ください。

| 保険料<br>段階      | 減免の対象となる方               |                                                                                               | 減免の内容                                |
|----------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 第1段階           | 老齢福祉年金の受給者              |                                                                                               | 年額 21,240 円から<br>年額 16,690 円に減額されます。 |
|                | 収入が少なく<br>生活が著しく困窮している方 | 前年の年間収入金額が、60 万円以下である方（世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、60 万円に世帯員のうち 1 人を除いた世帯員 1 人につき 17 万 5 千円を加算した金額） | 年額 21,240 円から<br>年額 16,690 円に減額されます。 |
| 第2段階           |                         | 前年の年間収入金額が、150 万円以下である方（世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、150 万円に世帯員のうち 1 人を除いた世帯員 1 人につき 50 万円を加算した金額）   | 年額 36,000 円から<br>年額 21,240 円に減額されます。 |
| 第3段階           |                         |                                                                                               | 年額 50,880 円から<br>年額 36,000 円に減額されます。 |
| 第4段階<br>～第18段階 | 失業等により、所得が激減した方         | 生計中心者の失業・死亡等の特別な事情により、前年と比べ所得が半分以上に大幅に減少する方のうち、一定の要件に該当する方                                    | 所得の減少の度合いに応じ減額されます。                  |
| 全段階            | 災害により、被害を受けた方           | 風水害・火災などにより住宅・家財に著しい被害を受けた方のうち、一定の条件に該当する方                                                    | 被害の程度に応じて減額されます。                     |
|                | 芦屋市無年金外国籍高齢者等福祉給付金受給者   |                                                                                               | 年額 16,690 円に減額されます。                  |

### 保険料を 納めないでいると…

延滞金が加算され、滞納処分（差押え等）を受けることになります。サービスを受ける場合、期間に応じて次のような措置がとられます。納付が困難な方は、担当窓口にご相談してください。

1 年以上  
滞納した場合

利用者が費用の全額（10 割）をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付（費用の 9 割～7 割）が支払われる形となります。

1 年6か月以上  
滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納がつづく、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

2 年以上  
滞納した場合

滞納した期間に応じて、利用者負担が 1 割から 3 割（2 割から 3 割）（3 割から 4 割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

|   |                                                                                     |                                                                                              |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 前年の年間収入金額が60万円(第1段階の方)以下または150万円(第2・第3段階の方)以下である方                                   |                                                                                              |
|   | ◆ 世帯員の人数が2人以上である場合にあっては、世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき17万5千円(第1段階の方)または50万円(第2・第3段階の方)を加算した金額 |                                                                                              |
|   | 対 象 者                                                                               | ◆預貯金が350万円未満の人(世帯員2人以上である場合1人につき100万円加算)<br>◆市民税が課税されている人に扶養されていないこと<br>◆住居以外に土地建物を所有していないこと |
|   | 減免内容                                                                                | 年間収入により減額されます。                                                                               |
|   | 申請書類                                                                                | 年金支給通知・預貯金通帳・源泉徴収票等収入がわかる書類                                                                  |

|   |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 失業等により、あなたやご家族の所得が前年に比べて大幅に減少する方 |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|   | 対 象 者                            | 1) 保険料段階が、第4段階・第5段階の方で次の項目に該当する方<br>あなたの属する世帯の生計を維持する人が亡くなられた、心身に重大な障がいを受けた、長期入院した、失業した、または事業を廃止・休止等した方で今年1年間の所得が前年に比べて半分以下に減り、市民税の課税者でなくなり、保険料段階が下がると見込まれる方<br>2) 保険料段階が、第6段階～第18段階の方で次の項目に該当する方<br>1)の理由で今年1年間の所得が、前年に比べて半分以下に減る方で、保険料段階が下がると見込まれる方 |
|   | 減免内容                             | 該当する月から年度末までを所得の減少の度合いに応じて減額します。                                                                                                                                                                                                                      |
|   | 申請書類                             | 対象者になり得る事由がわかる書類(離職票、給与明細、源泉徴収票等収入がわかる書類等)                                                                                                                                                                                                            |

|   |                       |                                                                   |
|---|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 3 | 災害により住宅、家財に著しい損害を受けた方 |                                                                   |
|   | 対 象 者                 | 今年度中に震災、風水害、火災などにより、床上浸水、半壊等の被害を受けた方                              |
|   | 減免内容                  | 罹災された月から12月分の保険料について<br>1) 半壊、床上浸水、半壊の場合 50%<br>2) 全壊、流出、全壊の場合 全額 |
|   | 申請書類                  | 消防署等が発行した罹災証明書                                                    |

|   |                 |                                |
|---|-----------------|--------------------------------|
| 4 | 老齢福祉年金を受給されている方 |                                |
|   | 対 象 者           | 世帯全員が市民税非課税で、現に老齢福祉年金を受給されている方 |
|   | 減免内容            | 年間の保険料を基準額の22.5%に減額します。        |

|   |                          |                           |
|---|--------------------------|---------------------------|
| 5 | 無年金外国籍高齢者等福祉給付金を受給されている方 |                           |
|   | 対 象 者                    | 現に無年金外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方 |
|   | 減免内容                     | 年間の保険料を基準額の22.5%に減額します。   |

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サ  
ー  
ビ  
ス  
利  
用  
の  
仕  
組  
み

サ  
ー  
ビ  
ス  
利  
用  
で  
き  
る

利  
用  
者  
負  
担

保  
険  
料

寝  
た  
き  
り  
・  
認  
知  
症

介  
護  
予  
防

一  
般  
施  
策

施  
設  
サ  
ー  
ビ  
ス

苦  
情  
・  
相  
談  
に  
つ  
い  
て

# 認知症について

地域包括  
ケアシステム

認知症とは、様々な原因で脳の機能が徐々に低下していく状態をいいます。  
記憶力、理解力、判断力の低下などの症状が現れます。

認知症について

Web 検索



相談窓口

神戸大学が開発した認知症予防プログラム「コグニケア」を実施しています

- 対象 55 歳以上の芦屋市民
- 申し込み 神戸大学大学院保健学研究科 認知症予防推進センター  
☎078-803-5469 (平日 10:00~16:00)  
✉padinfo@org.kobe-u.ac.jp

コグニケアとは

Web 検索



サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

## 認知症に早く気づくことが大切です

- ① 初期のうちから準備することができます。  
病状が軽いうちに、ご本人・家族やまわりの人も認知症のことを知り、病気と向き合うことで、今後の生活に備える事が出来ます。認知症になっても、自分らしく暮らし続けることは可能です。
- ② 治療により改善する場合があります。  
正常圧水頭症や慢性硬膜下血腫によるものなど早期発見・早期治療により改善が可能なものがあります。
- ③ 進行を遅らせることが可能な場合もあります。  
アルツハイマー型の認知症では、薬で進行を遅らせることが出来ると言われています。

利用者負担

保険料

## 認知症簡易チェックサイト

いくつかの簡単な質問に答えるだけで、認知症の可能性をインターネット上でチェックできるサービスです。ご自身やご家族の症状が気になる方は、芦屋市ホームページ「これって認知症? (認知症簡易チェックサイト)」で今すぐチェックしてみましょう!

芦屋市 これって認知症

Web 検索



寝たきり・  
認知症

介護予防

「認知症かな?」と思ったら、気になる方は、身近な医療機関や相談窓口にご相談ください

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

| 相談窓口                                | 詳細                                    |     |            |
|-------------------------------------|---------------------------------------|-----|------------|
| 高齢者生活支援センター<br>(認知症相談センター)          | P.5をご覧ください                            |     |            |
| 認知症の人を支える家族の会<br>あじさいの会(☎32-7530)   | 毎月第3月曜日午後1時30分~午後3時30分に「つどい」(福祉センター内) |     |            |
| 兵庫県民総合相談センター<br>(☎078-360-8477)     | 家族の会会員による相談                           | 月・金 | 午前10時~午後4時 |
|                                     | 看護師等による相談                             | 水・木 | 午前10時~午後4時 |
| ひょうご若年性認知症支援センター<br>(☎078-242-0601) | 65歳未満の人の認知症に関する相談                     | 月~金 | 午前9時~午後0時  |
|                                     |                                       |     | 午後1時~午後4時  |

※年末年始・祝日を除きます

## 認知症に関する相談・支援体制

～認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チームの活動～

家族・ケアマネジャー  
かかりつけ医・民生委員など

かかりつけ医

認知症疾患医療センター等

依頼・相談

相談

助言・指導

連携

高齢者生活支援センター  
(認知症相談センター)

認知症  
地域支援推進員

認知症の人やその家族を支援する相談業務や、医療機関・介護サービスおよび地域の支援機関との連携を図ります。



認知症初期集中支援チーム

医師・看護師・高齢者生活支援センター職員等で構成されており、適切な医療や介護サービスにつながない認知症の人や、その家族に対して、訪問等による支援をおおむね6か月以内で集中的・包括的にを行い、在宅での自立生活のサポートを行います。

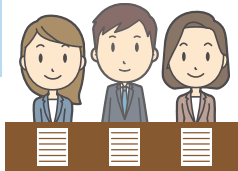
①初回訪問

- ◆認知症程度の確認
- ◆身体状況の確認
- ◆認知症に関する情報提供など



②チーム員会議

- ◆支援の方向性を検討



③支援の実施

- ◆生活指導・介護指導◆受診勧奨
- ◆介護サービス利用の勧奨
- ◆かかりつけ医との連携など

④チーム員会議

- ◆初期集中支援終了の判断

⑤ケアマネジャーなどへの引き継ぎ

■問い合わせ：お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）

## 認知症サポーター養成講座

### ■認知症サポーターとは？

認知症の人や家族を見まもる「応援者」のことです。

認知症サポーターは、何か特別なことをするのではなく、日常生活の中での見まもりや声かけなどを、ご自身のできる範囲で活動します。

### ■内 容

自治会、学校、商店街、企業、サークル、ボランティアなど5名以上の集まりにキャラバン・メイト（講師）が出向き、認知症の正しい理解、認知症の人の行動や心理、支援や対応する際の心配りなどの学習をします（90分程度）。

認知症サポーター養成講座を受講された方には、認知症サポーターの証として、受講証明グッズを進呈します。

■費 用 無料（会場費は、主催者側でご負担ください）

■申し込み＆問い合わせ 芦屋市社会福祉協議会（精道高齢者生活支援センター内）  
☎34-6711 FAX31-0674

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 寝たきり・認知症の方のサービス

### 理美容サービス

寝たきり

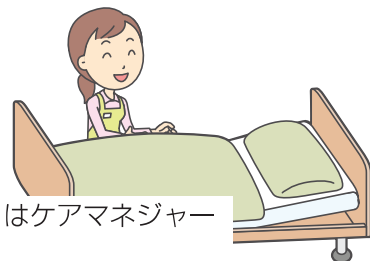
- サービス内容…理容師が自宅で散髪等を行います。
- 対象…60歳以上の（6か月以上）寝たきりの在宅高齢者
- 利用負担…1回500円（ただし、市民税が非課税の方は無料）
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー



### 寝具洗濯・乾燥・消毒サービス

寝たきり

- サービス内容…寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。
- 対象…60歳以上の（6か月以上）寝たきりの在宅高齢者
- 利用できる回数…年4回
- 利用者負担…1回につき総費用額の1割負担（上限935円）  
（ただし、市民税が非課税の方は無料）
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー



### 要援護高齢者外出支援サービス事業

認知症

寝たきり

- サービス内容…通常の交通機関を利用することが困難な在宅の方に、外出時に福祉タクシーなどを利用する際の利用代金の一部を助成します。
- 対象…60歳以上の寝たきり又は認知症の在宅高齢者  
※令和8年10月以降は要介護3以上の方も対象となる予定です。
- 助成額…1枚につき500円（年間52枚の利用券交付、更新時期以外の申請は1月につき4枚の交付）
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー

### 成年後見制度利用支援事業

窓口 高齢介護課 ☎ 38-2044

認知症

- サービス内容…成年後見制度（認知症などにより判断能力が十分でない方を、法律的に支援する制度）の申立てができない方に対して、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。
- 対象…配偶者若しくは4親等以内の親族がいない場合で、判断能力が不十分な認知症高齢者  
※費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方は、申立てに要する費用、成年後見制度の業務に対する報酬等に対する支援があります。

### 福祉サービス利用援助事業

窓口 芦屋市社会福祉協議会 ☎ 32-7530

認知症

在宅の高齢者が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などをお手伝いします。

- サービス内容…福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、公共料金等の支払い、金融機関での入金金や振込の確認、日常生活に必要な通帳・印鑑の預かり、苦情解決制度利用のお手伝い。
- 対象…在宅生活されている方で、判断能力に不安のある高齢者
- 利用負担…1時間1,000円＋交通費にかかる実費

## 認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業

認知症

- サービス内容…行方不明になるおそれのある認知症高齢者について、高齢者生活支援センターや警察と情報共有を行い、行方不明になることを未然に防止し、もし行方不明になった場合には、早期発見できるように見守り・SOSネットワーク協力員に情報を発信する仕組みです。
- 対象者…行方不明になるおそれのある65歳以上の認知症高齢者
- 利用者負担…なし
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくは高齢介護課

## 認知症高齢者個人賠償責任保険事業

認知症

- サービス内容…認知症の人が、日常生活における偶発の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことなどによって、ご本人・ご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、これを保険で補償するものです。
- 対象者…40歳以上の方で、次の1～3すべてに該当する方
  1. 施設や病院に入所・入院せず、在宅生活を送っている方
  2. 日常生活に支障をきたすような認知症状等があると確認でき、自身で外出が可能な方（一定の条件があります）
  3. 認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業に登録している方
- 補償金額…上限3億円
- 利用者負担…なし
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくは高齢介護課

## 認知症等高齢者GPS機器貸与事業

認知症

- サービス内容…認知症等の高齢者が行方不明になった場合に、早期に発見できるGPS（全地球測位システム）を利用して居場所を検索する機器を貸与します。
- 申請者…おおむね65歳以上で行方不明になるおそれのある認知症等の高齢者を介護している芦屋市内に居住する介護者
- 利用者負担…①月額基本料金1,320円（ネット検索料金含む）（税込）の1割とオペレーター検索料金1回220円（税込）の1割  
②現場急行サービス利用の場合は、1回につき1時間あたり、11,000円（税込）  
③バッテリー交換代金1個につき2,310円（税込）
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー

## 認知症高齢者見守り支援事業

認知症

- サービス内容…家族等が介護疲れで休息が必要な時、冠婚葬祭等で見守りができない時に対象者の居宅を訪問し、ヘルパーの資格を持つ者が話し相手や見守りを行う。ただし、①身体介護に関すること ②家事援助に関すること ③その他趣旨に反すること については除く。
- 対象者…おおむね65歳以上で要介護または要支援の認定を受けている見守り等を必要とする認知症高齢者
- サービスの時間・回数…利用時間は1回1時間単位・4時間までとし、週2回まで利用できます。
- 利用者負担…1時間250円
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー

## 認知症高齢者見守りシステム利用助成事業

認知症

- サービス内容…認知症高齢者や若年性認知症の人が行方不明になった際に、ICT（情報通信技術）を活用し、早期に発見できるシステムを利用する人に導入費用を助成します。
- 対象者…在宅で生活する行方不明となるおそれのある、65歳以上の認知症高齢者又は若年性認知症の人
- 助成対象のシステム…みまもりあいプロジェクト（一般社団法人セーフティネットリンケージ ☎011-572-6865）
- 助成額…導入費用（上限2,000円）
- 問い合わせ先…高齢介護課（38-2044）

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

# 高齢者のための介護予防

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービスの  
仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

認知症  
寝たきり・

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## ひとり<sup>ひとやく</sup>一役活動推進事業

■窓口／芦屋市社会福祉協議会 ☎ 32-7525

■内容…高齢者施設や高齢者の居宅等におけるボランティア活動（ひとり一役活動）を行う方をひとり一役ワーカーとして登録し、活動実績に応じてポイントを付与します。たまったポイントを年度末に換金（年間上限5,000円・要件あり）することができる仕組みです。

【活動内容の例】 ○施設の花の手入れ、レクリエーションの補助等  
○高齢者等のお宅の簡単なゴミ出しや話し相手、囲碁・将棋の相手等

## 通いの場づくり事業

■窓口／地域福祉課 ☎ 38-2040

■内容…高齢者同士または多様な世代間で交流や活動を行うための継続的な通いの場（住民同士が気軽に集まれる地域の居場所）の運営に係る費用を助成します。

■対象…芦屋市内で継続的な通いの場を提供できる団体または個人

■助成要件…【①または②のいずれか】

① 1回の開催につき、参加者の半数以上が高齢者であり、3人以上の高齢者が参加すること

② 1回の開催につき、世代や属性を問わず市内に住所を有する者が5人以上参加すること

【共通】月2回以上（年間20回以上）開催し、1回当たりの開催時間は1時間30分以上であること

※上記の他にも要件がありますので、地域福祉課までご相談ください。

■助成期間…事業を開始した年度及び翌年度の2回までです。

■助成額

| 開催回数                   | 助成上限額     |
|------------------------|-----------|
| 週1回以上（年間40回以上）の開催      | 年間50,000円 |
| 月2回以上（年間20回以上40回未満）の開催 | 年間25,000円 |

※別途、事業を開始した年度に限り、5,000円の加算があります。

## 地域支え合い推進員 （生活支援コーディネーター）

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）は、地域での助け合い活動の仕組みの構築や住民主体の取組の推進など住民の方々をサポートする役割を担っています。つどいの場の立ち上げや運営についてご相談がありましたらご連絡ください。

担当地域

連絡先

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 市内全域担当           | 芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7525  |
| 朝日ヶ丘・岩園小学校校区担当   | あしや聖徳園 ☎32-7552      |
| 山手小学校校区担当        | アクティブライフ山芦屋 ☎25-7681 |
| 精道小学校校区・宮川小学校校区  | 芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7525  |
| 打出浜小学校校区・浜風小学校校区 | 愛しや ☎34-5001         |
| 潮見小学校校区          | あしや喜楽苑 ☎34-4165      |

## 芦屋市フレイル予防事業

■窓口／高齢介護課 ☎ 38-2024

管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士等の医療専門職が地域の通いの場を訪問し、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施します。

■対象…以下の全てに該当するグループ

①概ね5～20人程度のグループ

②参加者の半数以上が65歳以上の市民

③市内に会場等の確保ができる

■内容…下記のいずれかのコースを選び、お申し込みください。

①口腔・栄養コース（全2回・各60分）

②身体活動コース（全2回・各60分）

■実施期間…令和8年4月1日～令和9年1月31日の月・火・水・金曜日（※祝日・年末年始は除く）

## 老人福祉会館の利用 ☎ 31-4995

芦屋市内にお住まいの60歳以上の方ならどなたでも無料で利用できます。

■内容…貸室、お風呂、電位治療器、囲碁・将棋・オセロ 等

■利用時間…9時～17時

■休館日…毎週火曜日、祝日、お盆（8/13・14）、12/27～1/4

■所在地…業平町8番5号

## さわやか教室

介護予防のための運動等のきっかけとなる 65 歳以上の方向けの教室です。

※定期的な開催ではない教室や、申込期間のある教室がありますので、詳細につきましては問い合わせ先に確認してください。

| 場所                               | 曜日      | 時間                       | 問い合わせ・申込先                    |
|----------------------------------|---------|--------------------------|------------------------------|
| 体操教室                             |         |                          |                              |
| ケアステーションあしや聖徳園<br>コミュニティスペースふらっと | 第2金曜日   | 10時30分～12時               | 東山手高齢者生活支援センター<br>☎32-7552   |
| 芦屋浜管理センター                        | 第1・3金曜日 | 10時～11時30分               | 潮見高齢者生活支援センター<br>☎34-4165    |
| 前田集会所                            | 第2・4金曜日 | 14時～15時30分               | 西山手高齢者生活支援センター<br>☎25-7681   |
| 老人福祉会館 大広間                       | 第1・3金曜日 | 10時～11時30分               | 西山手高齢者生活支援センター<br>☎25-7681   |
| 朝日ヶ丘集会所                          | 第3木曜日   | 10時30分～12時               | 東山手高齢者生活支援センター<br>☎32-7552   |
| 西蔵集会所                            | 毎週木曜日   | 10時30分～<br>11時30分        | 精道高齢者生活支援センター<br>☎34-6711    |
| 春日集会所                            | 第2・4金曜日 | 9時30分～11時                | 打出浜高齢者生活支援センター<br>☎34-5001   |
| 保健福祉センター2階<br>介護予防センター           | 毎週月曜日   | 13時30分～15時               | 介護予防センター<br>☎31-0628         |
|                                  | 毎週火曜日   |                          |                              |
| アクティブライフ芦屋                       | 毎週金曜日   | 10時～11時30分               | アクティブライフ芦屋<br>☎34-6500       |
| 老人福祉会館 大広間                       | 毎週水曜日   | 10時～11時30分               | シンコースポーツ兵庫<br>☎080-4377-6943 |
|                                  | 毎週木曜日   |                          |                              |
| セントラルウェルネス<br>クラブ芦屋店             | 毎週木曜日   | 10時～11時30分<br>13時～14時30分 | セントラルウェルネスクラブ芦屋<br>☎38-2525  |

|                |                                       |            |                      |
|----------------|---------------------------------------|------------|----------------------|
| 音楽リズム教室        |                                       |            |                      |
| 福祉センター(多目的ホール) | 4月～9月<br>第1・3水曜日<br>10月～3月<br>第1・3水曜日 | 10時～11時15分 | 介護予防センター<br>☎31-0628 |

|               |       |                  |                         |
|---------------|-------|------------------|-------------------------|
| 水中ストレッチ       |       |                  |                         |
| 福祉センター(水浴訓練室) | 毎週火曜日 | 9時15分～<br>10時45分 | 福祉センター水浴訓練室<br>☎31-0609 |
|               | 毎週木曜日 |                  |                         |
|               | 毎週金曜日 |                  |                         |

## 高齢者水浴開放事業

65 歳以上の方を対象に体力増進のため福祉センターの水浴訓練室（プール）を開放しています。利用方法、利用可能日時については、下記までお問い合わせください。

☆利用登録および予約が必要となります。

問い合わせ先：福祉センター水浴訓練室 ☎31-0609 受付：火～土曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービスの  
仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 介護予防センター（福祉センター2階）の事業 ☎ 31-0628

介護予防センターは、高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりや、住民主体の通いの場等の活動の推進を目的とする介護予防の拠点施設です。（65歳以上で芦屋市に住民票のある方が利用できます。）

介護予防センターでは、各種介護予防事業を実施していますので、皆様の健康づくりのためにご利用ください。

【運動トレーナーの指導によるグループレッスン】※予約が必要です。 ※内容は変更の可能性あり。

| 曜日  | 9:30         | 10:30       | 11:30           | 13:30       | 14:30        | 15:30       |
|-----|--------------|-------------|-----------------|-------------|--------------|-------------|
| 月曜日 | コアコンディショニング  | のびのお～びストレッチ | シンプル体操          | さわやか教室      |              | ヨガ          |
| 火曜日 | ラダー          | すっきりストレッチ   | 肩こりスッキリポールストレッチ | さわやか教室      |              | バレエストレッチ    |
| 水曜日 | のびのお～びストレッチ  | ピラティス       | 楽しくエアロ          | 筋膜リリース      | お楽しみ日替わりレッスン | ピラティス       |
| 木曜日 | ゆったりヨガ       | チアダンス       | ポールストレッチ        | のびのお～びストレッチ | 爽快ボクササイズ     | イスでストレッチ&体操 |
| 金曜日 | ミニボールストレッチ体操 | ズンバゴールド     | イスでストレッチ&足腰体操   | ゆったりヨガ      | ピラティス        | イスでヨガ       |

【トレーニングマシンの利用】※予約が必要です。

自由にご利用いただけるトレーニングマシンを設置しています。

【介護予防教室】※予約が必要です。

介護予防のための講座を実施します。

| 内 容           | 開催日             | 時 間           |
|---------------|-----------------|---------------|
| 栄養改善に関する講座    | 5・8・11・2月の第4水曜日 | 11時30分～12時30分 |
| 口腔機能の向上に関する講座 | 4・7・10・1月の第4水曜日 |               |
| 運動に関する講座      | 6・12月の第4水曜日     |               |

【体力測定会】※予約が必要です。

バイタルチェックや体力測定を行い、結果の説明や介護予防に関する助言を行います。

■開催日…令和8年6月30日（火）、9月30日（水）、12月23日（水）、令和9年3月30日（火）

【芦屋市介護予防リーダー養成講座】※予約が必要です。

地域で介護予防につながる活動をしている方や、今後地域で介護予防活動に取り組もうと考えている方向けに、芦屋市の介護予防の状況や介護予防の知識に関する講座を実施します。

【トレーナー派遣事業】

■内容…地域において、自主的・積極的に体操等の介護予防に取り組むグループを支援するため、介護予防運動指導トレーナーを派遣します。

①介護予防に資する住民主体の通いの場等の立ち上げ支援

運動の体験や体操のポイントや運動を行う上での注意点をお伝えします。

②介護予防に資する住民主体の通いの場等の継続支援

体力測定等の効果測定や運動指導、活動の継続に関する助言等を行います。

■対象…概ね65歳以上の方5人以上で構成されるグループ

※詳細につきましては、介護予防センターにお問い合わせください。

# ■ 高齢者のためのサービス

## 生活支援のためのサービス

### 生活支援ショートステイ

- サービス内容…市立養護老人ホーム和風園で食事提供や入浴のサービスを行います。  
必要に応じて、在宅生活を継続するための生活の指導・支援を行います。
- 対 象…65 歳以上で、以下に該当する方
  - 1 おおむね自立しているが、家族不在で 1 人の生活が心配な方
  - 2 おおむね自立しているが、在宅生活継続のための指導・支援の必要な方等
- 利用できる回数…原則 1 か月当たり 7 日以内
- 利用者負担…1 日当たり 2,200 円
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー

## ひとり暮らし・高齢者世帯の方のサービス

### さわやか収集

■窓口／収集事業課 ☎ 22-2155(午後 4 時まで)

- サービス内容…自ら家庭ごみステーションに家庭ごみを排出することが困難であり、親族等による協力を得ることができない高齢者または障がいのある人に対し、玄関先等で家庭ごみ<sup>(※1)</sup>を週に一度決められた曜日に収集します。また、希望する方へは、同時に安否確認も行います。
- 対 象 者…以下のいずれかの条件にあてはまり、かつ単身世帯<sup>(※2)</sup>である方
  - A) おおむね 65 歳以上で要介護 2 以上の認定を受け、かつ訪問介護を利用している方
  - I) 身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する方  
又は難病患者で、居宅介護を利用している方(※1) 粗大ごみについては条件が異なります。粗大ごみ予約センター（☎ 22-2166）にてご予約いただく際「さわやか収集希望」とお伝えください。対象者の条件等詳しい内容についてご案内します。  
(※2) 同居人が高齢等の理由により、家庭ごみの排出が困難な世帯は、対象となる場合があります。
- 問い合わせ先…ケアマネジャー、相談支援専門員または収集事業課

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 日常生活用具給付

| 品 目       | 対象者（おおむね 65 歳以上で下記に該当する方）                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 電 磁 調 理 器 | 心身の機能の低下に伴い防火などの配慮が必要なひとり暮らしの方等                                            |
| 火 災 報 知 器 |                                                                            |
| 自 動 消 火 器 |                                                                            |
| 一 点 杖     | 下肢等の機能の低下に伴い歩行が困難な方で、外出を支援する必要のある方<br>※歩行車については、介護保険利用者（申請中の方を含む）は対象となりません |
| 歩 行 車     |                                                                            |
| リハビリシューズ  |                                                                            |
| 防 水 シ ー ツ | 失禁のある方                                                                     |

■利用者負担…1 割負担…前年の収入額合計が 150 万円以下（※ 1）の世帯

5 割負担…前年（※ 2）の収入額合計が 150 万円を超える世帯

（※ 1） ただし、世帯員が 2 人以上の場合は、2 人目から 1 人当たり 50 万円を加算します。

（※ 2） 4 月～ 6 月の間に申請された場合、「前年」とあるのは「前々年」とします。

■問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー

## 高齢者住宅等安心確保事業 窓口 高齢介護課 ☎ 38-2044

■サービス内容…高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）に居住する高齢者に対し、生活援助員（LSA）を派遣して、生活指導・相談・安否の確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等の在宅支援を行います。

■対 象 者…**大東町シルバーハウジングに入居の方**（市営住宅 56 戸）

芦屋市社会福祉協議会の生活援助員が支援します。

●対応時間：午前 9 時～午後 5 時

●電話：23-0549（打出集会所内）

●その他：午後 5 時～翌朝 9 時までの間は、芦屋市シルバー人材センターの会員が緊急対応のみ実施します。

**陽光町シルバーハウジングに入居の方**（市営住宅 110 戸・県営住宅 120 戸）

あしや喜楽苑の生活援助員が支援します。

●対応時間：午前 9 時～午後 8 時

●電話：38-2068（陽光町市営住宅集会所内コミュニティプラザ）

●その他：午後 8 時～翌朝 9 時までの間は、芦屋市シルバー人材センターの会員が緊急対応のみ実施します。

■利用者負担…生計中心者の所得税額により月額 0 円から 4,900 円の負担があります。

■申し込 先…高齢者世話付住宅への申し込みは、市営住宅、県営住宅の各申し込み窓口にて行って下さい。

## 緊急通報システム

■システムの目的…高齢者が、家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、緊急通報装置のボタンを押すと受信センターに通報され、協力員を始めとした地域の協力体制により救助します。

■対象者…市内に住所を有し、次の（１）～（３）の要件を全て満たす方

（１）対象者が属する世帯が下記のいずれかに該当していること。

- ① おおむね６５歳以上の高齢者のみの世帯
- ② おおむね６５歳以上の高齢者及び、障害者手帳をお持ちの方で構成される世帯
- ③ 身体障害者手帳１級又は２級をお持ちの単身世帯

（※ 家族等の留守により、昼間又は夜間に上記①～③になる方を含む）

（２）事業の目的及び趣旨を理解しており、緊急通報のための装置であることが識別できること。

（３）有線の固定電話回線及び固定電話番号又は携帯電話番号を所有しており、その番号を用いて電話連絡ができること。

■ご利用にあたって…

協力員…協力員は３名必要で、できるだけ同じ町内で近くにお住まいの方をお願いしてください。それぞれの協力員に自宅の鍵を預けてもらいます。

また、対応可能時間の範囲内で緊急連絡を行い、自宅の訪問を依頼させていただきます。

協力員を手配できない場合は、通報センターに自宅の鍵を預けることも可能です（その場合は５５０円/月の利用者負担が発生します）。

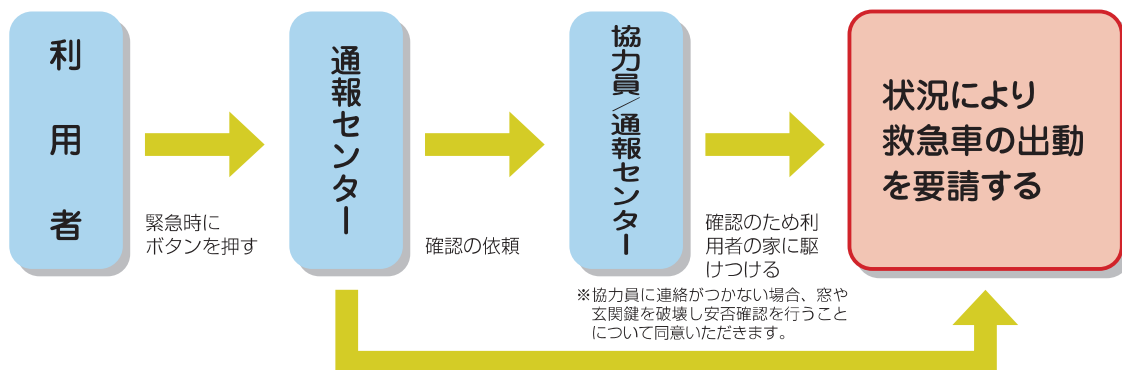
回線…一部、ご利用いただけない回線もあるので、ご相談ください。

機器…固定電話回線をお持ちの方：固定電話に設置する本体装置、無線型装置

固定電話回線をお持ちでない方：携帯型装置

安否確認…毎月１回希望する利用者に電話をし、健康状態の把握を行います。

■システムの仕組み…



■問い合わせ先…上記対象者（１）①、②はお住まいの地域の高齢者生活支援センター（Ｐ５）もしくはケアマネジャーへ、③は障がい福祉課へお問い合わせください。

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 家族介護のためのサービス他

### 家族介護用品支給事業

- サービス内容…在宅で介護している家族に、紙おむつなどの介護用品を支給します。
- 対象…在宅で要介護 4・5 に相当する高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族介護者
- 品目…フラット型紙おむつ、マジックテープ型紙おむつ、パンツ型紙おむつ、尿取りパット、ふきとりぬれタオルの中から選べます。
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー

### 家族介護慰労事業

- サービス内容…介護保険の要介護 4・5 に相当する在宅高齢者が、過去 1 年間芦屋市に在住し、介護保険サービスを受けなかった場合の家族介護者に慰労金を支給します。
- 助成額…12 万円（年額）（申請日時点で、対象者の高齢者が芦屋市に在住であることが条件です）
- 問い合わせ先…お住まいの地域の高齢者生活支援センター（P.5）もしくはケアマネジャー

### 老人居室整備資金貸付制度 窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象…60 歳以上の方と同居を予定する世帯で、高齢者の居室を整備するために居住する住宅を新築または増改築しようとする方（工事着工前の申込みが必要です）
- 貸付限度額…高齢者 1 人の場合 200 万円 高齢者夫婦の場合 300 万円
- 貸付金利…財政融資資金法に基づく財政融資資金の貸出利率から年 0.1%を控除した利率

# 住宅環境の整備のためのサービス

## 住宅改造費助成事業

介護保険認定者

- サービス内容…身体機能が低下して、日常生活に支障が出てきたため住宅改造が必要となった方に、既存住宅を改造する費用の一部を助成します。
- 対象…介護保険の要介護または要支援認定を受けた方がいる世帯
- 助成額…対象経費もしくは 100 万円を比較して少ない方の額から 20 万円（介護保険の住宅改修限度額）を差し引いた額に下表①に定める世帯階層区分に応じた助成率を乗じた額となります。

担当のケアマネジャー  
又はお住まいの地域の  
高齢者生活  
支援センターへ  
ご相談ください

$$\left[ \text{対象経費} - \text{20万円住宅改修} \right] \times \text{助成率} = \text{助成額}^*$$

※千円未満の端数は切り捨て

表① 助成率

| 階層 | 世帯階層区分                                                                                                                                                          | 助成率  |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A  | 生活保護法による被保護世帯                                                                                                                                                   | 3/3  |
| B  | 生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯                                                                                                                                          | 9/10 |
| C  | 生計中心者が前年分所得税非課税で<br>当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯                                                                                                                        | 9/10 |
| D  | 生計中心者が前年分所得税非課税で<br>当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯                                                                                                                     | 2/3  |
| E  | 生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が 7 万円以下の世帯（住宅借入金等特別控除は控除対象となりません）。ただし、次に掲げる世帯を除く。<br>・ 生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、800 万円を超える世帯<br>・ 生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600 万円を超える世帯 | 1/2  |
| F  | 生計中心者の前年所得税額が 7 万円を超える世帯（住宅借入金等特別控除は控除対象となりません）。ただし、次に掲げる世帯を除く。<br>・ 生計中心者が給与収入のみの者で前年度分の給与収入金額が、800 万円を超える世帯<br>・ 生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600 万円を超える世帯      | 1/3  |

※上記にあてはまらない世帯は、制度の対象外となります。

申請書が 1 月～ 6 月までの間に提出された場合、「前年分所得税」とあるのは「前々年分所得税」とし、申請書が 4 月～ 6 月までの間に提出された場合は「当該年度分市町村民税」とあるのは「前年度分市町村民税」とします。

- 注意…・新築・増築・改築及び既に取りかかっている工事は対象となりません。  
・初めて行う介護保険の住宅改修と併用するのが決まりです。（1 回限り）  
2 回目以降の介護保険住宅改修を行う時には、利用できませんのでご注意ください。  
・施設入所の申し込みをされている方は、助成の対象外となる場合があります。

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 高齢者の生きがいサービス他

### 高齢者バス運賃助成事業

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象…70歳以上の方
- 助成内容…市内を運行する該当バス路線において、乗車運賃の助成を受けられるカードを発行します。  
阪急バス：令和8年9月末までは半額助成。10月からは3割助成。  
みなと観光バス：令和8年9月末までは半額助成。10月からは100円助成。
- 発行方法…70歳を迎えた方、または転入された方は、70歳以上のお誕生日以降に本人を証するマイナンバーカード等を持って高齢介護課窓口へお越しください。

|      | 阪急バス                                            | みなと観光バス                    |
|------|-------------------------------------------------|----------------------------|
| 利用方法 | ICカードに事前にチャージ（入金）し、バス乗車時及び降車時に読み取り機に当てて利用してください | バス降車時に運転手にカードを提示して利用してください |
| 利用範囲 | 阪急バスが芦屋市内において発着する運転系統の全区間（乗車または降車が芦屋市内に限る）      | みなと観光バスの一部の路線（123、125系統）   |

- hanicalはんきゅうランドパス70（以下ランドパス）購入費用助成  
1年、6ヵ月、3ヵ月を期間とするランドパスを購入された方に、購入費用の3割（期間1年のランドパス購入費用の3割を基準額とします）を助成します。  
※期間6ヵ月の場合は基準額の半額、3ヵ月の場合は基準額の1/4を助成します。高齢者バス運賃割引証（阪急バス）との併用はできません。

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 申請方法 | 対象ランドパスの有効期間開始日以降～有効期間終了日まで、高齢介護課窓口へお越し下さい。                     |
| 持参物  | ①対象ランドパス原本、②対象者の本人確認書類・口座が分かる物・印鑑<br>③高齢者バス運賃割引証（阪急バス）※お持ちの場合のみ |

### 高齢者証明書の発行

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象…65歳以上の方（兵庫県立の施設は、70歳以上の方が対象）
- 申請…タテ3.0cm×ヨコ2.4cmの写真（運転免許証サイズ）1枚・マイナンバーカード等を持参の上、ご本人がお越しください。
- 利用場所…県下・市内の指定公共施設、公共的施設、興行施設を割引料金で利用できます。

### はり・灸・あんま・マッサージ・指圧・施術費用助成事業

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 対象…その年の12月31日現在で70歳以上の方
- 利用期間…9月1日～12月31日
- 助成内容…1回1,000円の施術利用券2枚交付
- 交付申請期間…8月1日～12月28日



### 生きがい行事

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

- 高齢者のつどい（演芸フェスティバル）……令和8年7月4日（土）にルナ・ホールで行います。
- 100歳高齢者福祉事業 ……開催の詳細が決まり次第周知します。
- 敬老会 ……令和8年9月12日（土）にルナ・ホールで行います。

# 高齢者生きがい活動支援通所事業

## (生きがい対応型デイサービス)

■サービス内容…60歳以上の家に閉じこもりがちな自立高齢者に対して、健康体操や手芸、絵画等の趣味活動のサービスを提供します。(入浴・食事及び送迎はありません)

■利用者負担…材料費等の実費

■施設利用

令和8年6月現在

| No. | 場 所                            | 日・曜日        | 時間 | 内 容                                            |
|-----|--------------------------------|-------------|----|------------------------------------------------|
| 1   | 老 人 福 祉 会 館                    | ①毎週木曜日      | 午前 | 手作り作品教室 他                                      |
|     |                                | ②月2回(月曜日)   | 午後 | 囲碁教室                                           |
| 2   | 陽光町市営集会所・潮芦屋交流センター             | 不定期         | 午後 | 音楽でリラクゼーション、お茶会、体操 他                           |
| 3   | 潮 見 集 会 所                      | 第4火曜日       | 午前 | 小物作り、映画鑑賞 他                                    |
| 4   | 打 出 集 会 所                      | 第2水曜日       | 午後 | みんなで歌おう、手芸 他                                   |
| 5   | 春 日 集 会 所                      | 第1月曜日       | 午後 | 歌おう会                                           |
|     |                                | 第3月曜日       | 午後 | 体操                                             |
| 6   | 保健福祉センター 高齢者交流室                | 第2・第3・第4金曜日 | 午前 | ナンプレ、手芸 他                                      |
| 7   | 三 条 集 会 所                      | 第4土曜日       | 午前 | 歌う会                                            |
|     |                                | 第3水曜日       | 午後 | 手を動かす会                                         |
|     |                                | 月4回 月・金曜日   | 午後 | 体操                                             |
| 8   | 芦屋浜管理センター、<br>高浜町1番住宅集会所、浜風集会所 | 第3金曜日       | 午後 | クリスマス飾り作り、体操 他                                 |
| 9   | 若 宮 集 会 所                      | 12月第1土曜日    | 午後 | 寄せ植え                                           |
| 10  | 西 蔵 集 会 所                      | 不定期         | 午後 | カラオケ、体操 他                                      |
| 11  | 上 宮 川 文 化 セ ン タ ー              | 不定期         | 午後 | お楽しみ会                                          |
| 12  | 大 原 集 会 所                      | 第3木曜日       | 午前 | 歌で楽しむ                                          |
| 13  | 朝 日 ケ 丘 集 会 所                  | 第1木曜日       | 午後 | 映画鑑賞、ちぎり絵、ネックレス作り 他                            |
| 14  | 竹 園 集 会 所                      | 第2火曜日       | 午後 | カラオケ                                           |
| 15  | 如 来 寺                          | 第1木曜日       | 午前 | 体操                                             |
| 16  | 茶 屋 集 会 所                      | 第1・2・3・4金曜日 | 午後 | 体操                                             |
| 17  | 前 田 集 会 所                      | 毎週木曜日       | 午後 | 転倒予防体操                                         |
| 18  | シルバー人材センター はつらつ館               | 第1・3金、第2・4土 | 午後 | スマホやパソコンを用いた動画の視聴、<br>LINEを使った連絡の取り方についてのICT教室 |

※利用施設が定員に達したとき等、利用できない場合があります。

※毎月定例開催でない場合があります。開催日については、下記の連絡先にお問い合わせください。

※開催当日、朝7時の時点で警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮)が発令されていた場合は中止になります。

■問い合わせ 1-①、18…芦屋市シルバー人材センター ☎32-1414 2-16…芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7525  
1-② ……芦屋囲碁愛好会 ☎34-4453 17…芦屋市鍼灸師会 ☎23-4359

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービスの  
仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 老人クラブの活動(はびねすクラブ芦屋)

窓口 芦屋市老人クラブ連合会事務局 ☎32-7558

- 内 容…老人クラブは、仲間づくりや生きがいと健康づくりを目指して活動しています。
- 申し込み…おおむね 60 歳以上の方で入会を希望される方は、最寄りの老人クラブに直接申し込んでください。

## あしや Y O 倶楽部 ☎080-6151-8863

- 生き甲斐と健康づくり、地域社会への貢献を理念として平成 5 年に創設されました。
- YOとはYoung Oldの頭文字をとったもので、囲碁、コーラス等9のグループがあり、いずれかのグループに属して定期的に活動しています。
- また、ボランティア活動も、各グループの特色を生かして活発に実施しており、各種イベントを随時開催して、地域社会の人々との交流を深めています。

## ゆうゆう倶楽部(貸室)の利用

- 対 象…市内在住のおおむね 60 歳以上の方が中心のグループ
- 申 込 方 法…申込み先にある申請書に記入してください。
  - ①潮見ゆうゆう倶楽部 (潮見小学校体育館 2 階)  
利用定員：約 20 名  
申 込 先：シルバー人材センター ☎ 32-1414
  - ②朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部 (朝日ヶ丘小学校 3 階)  
利用定員：約 40 名  
申 込 先：シルバー人材センター ☎ 32-1414
- 利用できる日…毎日 (ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く)
- 利 用 時 間…午前の部 (9 時～12 時)・午後の部 (12 時～17 時)・終日 (9 時～17 時)

## 特別障害者手当

窓口 障がい福祉課 ☎38-2043 FAX : 38-2160

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

|       |                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受給資格者 | 常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳以上の方<br>(施設に入所している方または病院等に 3 か月を超えて入院している方を除きます。)                         |
| 支給要件  | 精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とすること。(障がい者手帳を持っていなくても、重度の障がいがあると認められれば受給できる場合があります。) |
| 所得制限  | 有                                                                                              |
| 支給年額  | 月額 30,450 円                                                                                    |
| 支給月   | 2 月・5 月・8 月・11 月                                                                               |

## シルバー人材センターの活動

窓口 芦屋市シルバー人材センター ☎32-1414

- おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方が、会員として入会して、その技能・知識・経験を生かしてお仕事をいたします。
- 地域の発展に寄与することを目的として運営される公益社団法人です。（趣旨に賛同される方の入会を募集しています。）
- サービス内容…家事援助、外出同行、庭の除草及び植木の手入れ、散水、お墓の掃除、大工、塗装・左官工事、障子・網戸の張替え等（その他どんなことでも、お問い合わせください）

## その他のサービス

### 訪問歯科診療

窓口 歯科医師会 ☎23-6471

- サービス内容…在宅要介護者、高齢者施設入所者を対象に、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、応急処置や義歯の調整、口腔ケアなどを行います。
- 対象…要介護者

### 高齢者の訪問

窓口 地域福祉課 ☎38-2113・芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7525

- 市内在住の高齢者で、生活上の心配ごと、困りごとのある方や災害時に何らかの支援が必要な方のお宅へ民生委員・児童委員が訪問します。（地域福祉課）
- 福祉推進委員が相談を必要とする高齢者の訪問を行い、話し相手や各種相談を行います。（芦屋市社会福祉協議会）

### 郵便等による不在者投票

窓口 選挙管理委員会事務局 ☎38-2100

- 要介護5の方や、障がいをお持ちの方で一定の要件を満たす方等は、郵便等による不在者投票ができる場合があります。自宅等から外出せずに郵便等で不在者投票ができる制度です。詳しくは、選挙管理委員会事務局（38-2100）までお問い合わせください。

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

# “いざ”というときのために！



## 救急医療情報キット

いつでも誰でも、自宅で具合が悪くなり、救急車を呼ぶことなどがあるでしょう。そのような場合に、必要な情報を提供できるように普段から準備をしておきましょう。

### ■救急医療情報キットとは

救急医療の現場では、正確な医療情報が救命の重要なポイントです。

家族知人等の連絡先、かかりつけ医・持病・服薬等の医療情報や診察券の写し等の用紙を容器に入れ、冷蔵庫に保管し、万が一の災害や急病に備えるためのものです。

### ■救急医療情報キットの使い方

① 容器から本人情報シートを取り出し、必要事項を記入し、容器に戻します。

② 冷蔵庫に容器を保存する

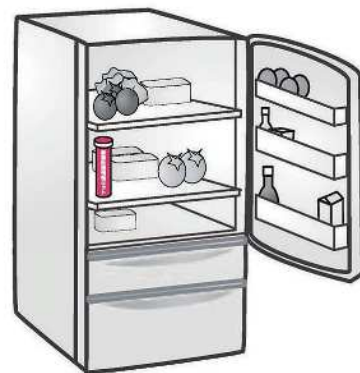
#### ワンポイント

医療情報、診察券等の写し等も容器に入ると、なお良し



#### ワンポイント

できるだけ目立つところに入れると、なお良し



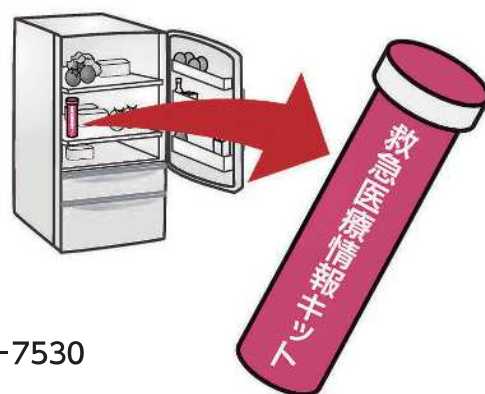
③ 容器が保存されているかわかるようにシールを貼る

④ もしもの時に救急隊員等が取り出します。



#### 必須

冷蔵庫の扉と玄関の内側に貼り付けましょう!!



●申し込み＆問い合わせ 芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7530

# ■ 老人ホームの案内 ※令和8年4月時点の情報を掲載しています

## 軽費老人ホーム(ケアハウス) 申し込みは直接施設へ

■対 象…60 歳以上で、「ひとり暮らしや高齢者のみの生活に不安がある」、「身体機能が低下して自炊ができない」等の不安はあるが、身の回りのことは自立している方

■市内のケアハウス

|               |          |          |         |
|---------------|----------|----------|---------|
| ケアハウス豊泉家 芦屋山手 | 剣谷 9-1   | ☎23-5353 | [定員80人] |
| エルライフ芦屋       | 浜町 12-3  | ☎35-8341 | [定員40人] |
| エールあしや        | 潮見町 31-1 | ☎34-9287 | [定員30人] |

## 有料老人ホーム 申し込みは直接施設へ

■対 象…おおむね 60 歳以上の方

■類 型

- ①介護付有料老人ホーム（介護や食事のサービスが付いた施設）
- ②住宅型有料老人ホーム（外部の介護保険サービス等を利用する施設）
- ③健康型有料老人ホーム（介護が必要となった場合、退去する施設）

■入居時の費用

- ①賃貸方式…一般の賃貸住宅と同様に、家賃相当額を月払いする方式
- ②終身利用賃貸方式…終身建物賃貸事業の認可を受けたもの
- ③終身利用方式…一時金方式による終身利用権

■市内の有料老人ホーム

|                   |            |          |         |
|-------------------|------------|----------|---------|
| ホスピタルメント芦屋(住宅型)   | 朝日ヶ丘町 8-23 | ☎23-1414 | [定員61人] |
| 芦屋アラベラの家(介護付)     | 朝日ヶ丘町 9-1  | ☎23-1200 | [定員11人] |
| グランダ芦屋(住宅型)       | 上宮川町 1-14  | ☎25-7131 | [定員74人] |
| リハビリホームくらら芦屋(介護付) | 川西町 7-15   | ☎21-4165 | [定員54人] |
| Les 芦屋(介護付)       | 川西町 14-1   | ☎34-1000 | [定員40人] |
| ザ・レジデンス芦屋スイートケア   | 海洋町 12-3   | ☎25-1722 | [定員91人] |

## 市立養護老人ホーム

窓口 高齢介護課 ☎38-2044

■対 象…おおむね 65 歳以上の方で、環境上および経済的理由により居宅において養護が受けられない方。原則として自立されている方が利用できる措置施設です。

■本人及び扶養義務者の収入に応じて費用の一部を負担していただきます。

■養護老人ホーム

和 風 園 朝日ヶ丘町 39-20 ☎23-0485 [定員30人]

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

# 介護保険施設

※令和8年4月時点の情報を掲載しています

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 申し込みは直接施設へ

■対象…原則、要介護3～5の方が対象になります。食事や排泄等常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排泄等日常生活の介助、機能訓練、健康管理等を行います。

■市内の介護老人福祉施設

|                  |           |          |         |
|------------------|-----------|----------|---------|
| ナースিংホーム豊泉家 芦屋山手 | 剣谷 9-1    | ☎23-5353 | [定員79人] |
| あしや聖徳園           | 六麓荘町 3-57 | ☎32-7667 | [定員50人] |
| Les 芦屋           | 川西町 14-1  | ☎34-1000 | [定員30人] |
| エルホーム芦屋          | 浜町 12-3   | ☎35-8341 | [定員86人] |
| 愛しや              | 浜風町 31-3  | ☎23-7300 | [定員80人] |
| あしや喜楽苑           | 潮見町 31-1  | ☎34-9287 | [定員60人] |

## 介護老人保健施設 申し込みは直接施設へ

■対象…要介護1以上の方が対象となります。病状が安定し、自宅へ戻れるように重点を置いたケアが必要な方が入所します。医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助等を行います。

■市内の介護老人保健施設

|         |          |          |          |
|---------|----------|----------|----------|
| エルステイ芦屋 | 浜町 12-3  | ☎35-8341 | [定員35人]  |
| 愛しや     | 浜風町 31-3 | ☎23-7300 | [定員80人]  |
| さくらの園   | 陽光町 3-21 | ☎21-5181 | [定員50人]  |
| マイライフ芦屋 | 陽光町 8-30 | ☎38-8840 | [定員110人] |

## ご存知ですか?介護保険施設等で介護サービス相談員が活躍しています!

施設サービス利用者等の権利擁護、介護サービスの充実を図ることを目的に、平成24年度から市内の施設に介護サービス相談員を派遣しています。

■介護サービス相談員とは?

施設を訪問して、施設サービス利用者の不安や疑問等を聞きます。事業所や行政へつなぎ、問題の改善・解決に向けて手助けをします。

■介護サービス相談員になるには?

権利擁護支援センターが行う権利擁護支援者養成研修を修了し、介護サービス相談員として登録します。特別な資格は必要ありません。

■介護サービス相談員受け入れ事業所の声

『悩み等を話すことで利用者が安心し、笑顔も多くなった。』  
『利用者の日常の声を聞くことは、サービスの改善点を探る重要な手がかりになる。』  
『緊張感からよりよいケアを意識できるようになった。』

■介護サービス相談員受け入れ事業所

- ・愛しや
- ・芦屋アラベラの家
- ・芦屋ケアセンターそよ風
- ・マイホーム芦屋
- ・陽光苑
- ・Les芦屋
- ・アクティブライフ芦屋
- ・あしや喜楽苑
- ・あしや聖徳園
- ・マイライフ芦屋
- ・リハビリホームくらら芦屋

■問い合わせ先

【介護サービス相談員について】  
権利擁護支援センター

☎ 31-0682

【受け入れ事業所について】  
地域福祉課 ☎ 38-2040



介護サービス相談員のキャラクター  
「クーちゃん」

# ■ 地域密着型サービス

※令和8年4月時点の情報を掲載しています

原則として、芦屋市の被保険者のみが利用することができます。

以下のサービスの他に地域密着型のサービスとして、定員 18 人以下の地域密着型通所介護がありますが、申込みを希望される場合は担当ケアマネジャーにご相談下さい。

## 地域密着型介護老人福祉施設 申し込みは直接施設へ

- 対 象…食事・排泄など常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。  
食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理等を行います。

- 市内の地域密着型介護老人福祉施設

|          |           |          |         |
|----------|-----------|----------|---------|
| 芦屋アラベラの家 | 朝日ヶ丘町 9-1 | ☎23-1200 | [定員29人] |
| 陽 光 苑    | 陽光町 3-75  | ☎31-7161 | [定員29人] |

## 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 申し込みは直接施設へ

- 対 象…要支援 2 以上の方で、医師から認知症と診断されている方

- 市内のグループホーム

|              |           |          |         |
|--------------|-----------|----------|---------|
| アクティブライフ芦屋   | 岩園町 11-15 | ☎34-6500 | [定員27人] |
| こころあい芦屋      | 岩園町 29-14 | ☎26-7285 | [定員18人] |
| Les 芦屋       | 川西町 14-1  | ☎34-1000 | [定員18人] |
| metoo 芦屋     | 打出町 6-4   | ☎35-6853 | [定員18人] |
| 芦屋ケアセンターそよ風  | 松浜町 13-18 | ☎25-1732 | [定員27人] |
| 陽 光 苑        | 陽光町 3-75  | ☎31-7161 | [定員18人] |
| シニアライフコート潮芦屋 | 陽光町 4-55  | ☎25-2231 | [定員18人] |
| マイホーム芦屋      | 陽光町 8-30  | ☎38-8861 | [定員18人] |

## 小規模多機能型居宅介護 申し込みは直接事業所へ

- 対 象…要支援 1 以上の方

- 市内の小規模多機能型居宅介護事業所

|              |           |          |
|--------------|-----------|----------|
| 芦屋アラベラの家     | 朝日ヶ丘町 9-1 | ☎23-1200 |
| シニアライフコート潮芦屋 | 陽光町 4-55  | ☎25-2231 |

## 地域密着型特定施設入居者生活介護 申し込みは直接施設へ

- 対 象…要介護 1 以上の方

- 市内の地域密着型特定施設

|              |           |          |         |
|--------------|-----------|----------|---------|
| 芦屋アラベラの家     | 朝日ヶ丘町 9-1 | ☎23-1200 | [定員29人] |
| reach 芦屋     | 打出町 6-4   | ☎35-5766 | [定員23人] |
| シニアライフコート潮芦屋 | 陽光町 4-55  | ☎25-2231 | [定員20人] |

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 認知症対応型通所介護 申し込みは担当ケアマネジャーへ

- 対象…要支援 1 以上の方で、医師から認知症と診断された方
- 市内の認知症対応型通所介護事業所

|            |           |          |
|------------|-----------|----------|
| アクティブライフ芦屋 | 岩園町 11-15 | ☎34-6500 |
| こころあい芦屋    | 岩園町 29-14 | ☎26-7285 |
| ハーブあしや     | 潮見町 31-1  | ☎34-9287 |

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 申し込みは担当ケアマネジャーへ

- 対象…要介護 1 以上の方
- 市内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

|         |          |          |
|---------|----------|----------|
| ロジケアあしや | 大原町 4-10 | ☎80-7114 |
| ルミエール   | 高浜町 1-7  | ☎23-4165 |

### ご存知ですか？ ケアマネジャーの業務と役割

#### ■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは？

介護が必要になった高齢者やその家族とともに「どういう介護サービスや地域資源を利用すれば、その高齢者が安心して暮らせるか」計画を立てる専門職の方々です。介護サービスを利用している高齢者 1 人ひとりに担当のケアマネジャーがついています。ケアマネジャーが行う支援は、介護保険法に基づいて実施されています。

#### ケアマネジャーの業務内容

- ①ケアプラン（居宅サービス計画）の作成  
利用者の状況や意向をふまえて、どういう介護サービスが必要かを計画します。
- ②サービス事業等との連絡調整  
ケアプランに基づいて、サービス事業所等と連絡を取り、調整を行います。
- ③定期的なモニタリング  
定期的に利用者のもとへ訪問し、必要に応じてケアプランの見直しを行います。
- ④介護サービスの紹介  
利用者等からの相談を受け、サービスの利用支援や情報提供を行います。
- ⑤要介護認定の手続き  
新に介護サービスを利用する場合に、地方自治体への要介護認定の手続きを行います。
- ⑥給付管理業務  
介護サービスを利用した際の給付費の管理を行います。

そのほか、ご本人・ご家族、関係者と相談しながら、ご本人が自分らしく生活するために必要と判断される支援を行います。また必要に応じて、適した専門機関におつなぎします。

#### ケアマネジャーができないこと

ケアマネジャーには、介護保険法のルール上、ご本人の立場や尊厳を守るためにできないことがあります。

- ①医療関係【救急車への同乗 / 医療行為への同意 / 入院時の身元保証人の役割】
- ②金銭管理【通帳管理（記帳） / 税金の支払い / 金銭の預かり / 金銭の出し入れ】  
福祉サービス利用援助事業や成年後見制度をご活用ください。
- ③郵便関係【郵便物の整理 / 宅配便の受取 / 郵便物の発送】
- ④連絡関係【介護サービスとは関係のない私的な連絡】  
業務外の私的な連絡についてはお控えください。
- ⑤家事支援【掃除、買い物等 / ペットの世話 / 他家族の手伝い】  
訪問介護の家事援助や自費サービス等をご活用ください。
- ⑥各種手続き【介護関係以外の行政手続き / 携帯電話の手続き / 死亡後の手続き】

ケアマネジャーの業務と役割について、正しくご理解いただきますようお願いいたします。

# 権利擁護支援センター

成年後見制度の利用や遺言・相続に関すること、高齢の方々の権利擁護に関する相談に専門的に対応します。ご本人・ご家族だけでなく支援者の方からも相談をお受けします。

## 【電話・来所相談】

専門相談員（社会福祉士等）が相談対応します（平日午前9時～午後5時）。

## 【権利擁護専門相談】要予約

■内 容 法律職（弁護士・司法書士）と福祉職による権利擁護に関する無料相談。  
出張相談にも対応します。

## 【終活に関する相談窓口（令和8年10月～）】

「遺言を書きたいけど何から始めれば…」 「相続のことが心配…」 そんなお悩みに、専門の相談員が丁寧にお答えします。

来所・お電話にて、無料でご相談をお受けします。

■申込み・問い合わせ 権利擁護支援センター

保健福祉センター内 呉川町14-9 ☎31-0682



# 苦情相談について

## こまった時の苦情相談は

介護保険サービスや高齢者サービスについての苦情や相談などは、次の窓口で受けつけています。

| たとえばこんなとき…                    | 相 談 窓 口                                      |
|-------------------------------|----------------------------------------------|
| 利用しているサービス（在宅・施設）や担当者に不満がある場合 | サービス提供事業者（在宅・施設）                             |
| サービス提供事業者に不満が言いにくい場合          | 担当のケアマネジャー                                   |
| ケアプランの内容に疑問・不満がある場合           | 担当のケアマネジャー                                   |
| ケアマネジャーに不満がある場合               | 担当のケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業者                     |
| サービス提供事業者やケアマネジャーに不満が言いにくい場合  | 高齢介護課（☎38-2024）                              |
| 介護保険のサービス利用に関する苦情で市で解決が困難な場合  | 兵庫県国民健康保険団体連合会（☎078-332-5617）                |
| 要介護認定の結果について不満がある場合           | 高齢介護課（☎38-2024）<br>兵庫県介護保険審査会（☎078-341-7711） |
| 相談・苦情全般                       | 高齢介護課（※次ページ連絡先を参照）<br>高齢者生活支援センター            |

地域包括  
ケアシステム

相談窓口

サービス利用  
の仕組み

利用できる  
サービス

利用者負担

保険料

寝たきり・  
認知症

介護予防

一般施策

施設  
サービス

苦情・相談  
について

## 連絡先

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 高齢介護課（高齢者福祉に関すること）             | ☎ 0797-38-2044 |
| 高齢介護課（介護保険に関すること）              | ☎ 0797-38-2024 |
| 高齢介護課<br>（介護保険料・利用者負担に関すること）   | ☎ 0797-38-2046 |
| 兵庫県国民健康保険団体連合会<br>介護サービス苦情相談窓口 | ☎ 078-332-5617 |
| 兵庫県介護保険審査会事務局<br>兵庫県介護保険相談・審査室 | ☎ 078-341-7711 |
| 高齢者生活支援センター                    | P 5 参照         |

## あしやの高齢者福祉と介護保険

令和 8 年 7 月 1 日発行

編集・発行 芦屋市高齢介護課

〒 659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号

TEL [高齢者福祉に関すること] (0797) 38-2044

[介護保険に関すること] (0797) 38-2024

[介護保険料・利用者負担に関すること] (0797) 38-2046